

食安輸発0510第3号  
平成22年5月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(インド産マンゴー)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改訂:平成22年4月20日付け食安輸発0420第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、インド産生鮮マンゴーから基準値を超えるクロルピリホスを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品  
インド産マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)
2. 検査の項目  
クロルピリホス
3. 検査の頻度  
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法  
平成22年3月30日付け食安輸発第0330第1号別表2の3によること。
5. 検査の方法  
平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由  
基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
7. 備考  
基準値を超えた場合にあっては、食品衛生法第11条違反として措置すること。